

基本的な取組方針の策定について

東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を平成 20 年度中に策定する。
（平成 19 年度第 2 回東京会議において了承済み）

（基本方針の骨子案）

1 取組方針の性格等

- ・行政だけではなく、官民ともに取り組む際の指針とする。
 - ・実施計画ではなく、取組の方向性を示すものとする。
- 数値目標を掲げることについて、検討が必要

2 取組の柱

- （1）自殺の実態を明らかにする
- （2）自殺対策に関する都民の理解を促進する
- （3）自殺を防ぐ社会環境を醸成する
- （4）早期発見・早期対応の枠組みを創る
（人材養成、従事者へのフォロー、ネットワークの構築）
- （5）適切な精神科医療を受けられるようにする
- （6）自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- （7）遣された人を支える

3 その他

- （1）分野別の取組
（職域、教育等）
- （2）世代別の取組
- （3）区市町村の取組への支援
- （4）関係者の役割
（行政、企業、民間、NPO、学校、医療関係者等）